

「三昧発得記」の編纂と流传

問題の所在

院政後期の法然房源空（長承二年〔1133〕～建暦二年〔1212〕）は、主著『選本願念仏集』（建久九年〔1198〕成立。以下、『選択集』と略す）で初唐の善導を「弥陀化身」と仰いで偏依し、浄土宗を立てた。同書などの信憑できる遺文や語録で、源空は自分が三昧を発したと述べていない。しかし、その自筆とされる「三昧発得記」の写本があり、これに依拠して舜昌『法然上人行状絵図』巻第七（正和二年〔1313〕～正申元年〔1244〕成立）などの諸伝も源空が三昧を発したとしてきた。

七十余年前に田村円澄は、「三昧発得記」は偽撰であり源空の三昧発得は史実でないとする説を唱えた^①。そして卅余年前に中野正明は、「三昧発得記」はその真偽の判断によつて法然の思想的立場の理解に大きな影響を及ぼす遺文といえる。しかるに、今日も遺文としての信憑性は曖昧なままであり、法然の三昧発得という宗教体験の有無についても確実視されていないのが現状である^②と評した。このような研究状況は今も大きくは変わっていないと考えられる。そこで本稿では、平成七年（1995）に発見紹介された大徳寺本『拾遺漢語燈録』なども活用して、「三昧発得記」の編纂と流传について考察する。

第一項 善導三昧発得説と源空

源空は『選択集』第十六章で、「偏依善導一師」の理由を三つの或問により斯く私釈した。

問曰、「浄土祖師其数又多、謂弘法寺迦才、慈愍三藏等是也。何不依彼

等諸師、唯用善導一師哉」。答曰、此等諸師雖宗浄土、未發三昧。善導和尚是三昧發得之人也。於道既有其証、故且用之。問曰、「若依三昧發得者、懷感禪師亦是三昧發得之人也。何不用之」。答曰、善導是師也、懷感是弟子也。故依師不依弟子也。況師資之積、其相違甚多。故不用之。問曰、「若依師不依弟子者、道綽禪師者是善導和尚之師也、抑又浄土祖師也。何不用之」。答曰、道綽禪師者是雖師、未發三昧。

「…」爰知、善導和尚者、行發三昧、力堪師位。解行非凡、將是晚矣。問う、浄土の祖師は数多く、弘法寺迦才や慈愍三藏などもある。何故それら諸師に依らず、ただ善導一師を用いるのか。答う、これら諸師は浄土を宗としたが三昧を発さなかったので、三昧発得の人である善導を用いる。問う、三昧発得の人を用いるのであれば、何故やはり三昧発得の人である懷感を用いないのか。答う、善導は師で懷感はその弟子だったので、師に依り弟子に依らない。しかもこの師弟は釈に相違が甚だ多かったもので、懷感を用いない。問う、師に依り弟子に依らないのであれば、何故善導の師であり浄土の祖師でもある道綽を用いないのか。答う、道綽は師だが三昧を発さなかった。善導は行が三昧を発し力が師位に堪え、解行ともに非凡であることが明らかだ、と。

これら三つの或問で源空は、三昧発得者に依るべきことと、もし師弟二人がともに三昧発得者でその釈に相違が甚だ多ければ師に依るべきことの二つを挙げて、偏依善導の根拠とした。これら二由は、後に「三昧発得記」が編纂された背景として極めて重要だと考えられる。

森 新之介

第二項 源空三昧発得説の初出

源空が建暦二年（1212）に没した後、その徳を遺弟の長樂寺隆寛は建保五年（1217）乃至嘉祿三年（27）成立の「知恩講私記」で絶讃した。しかし、同講式に源空が三昧を発したという明文はなく、第三讃専修正行徳で斯く讃えられているのみである。

六時礼讃多年積功、別時念仏幾許累徳。時と欣求百千回、日と称名七万遍。願力不思議故、初常見宝樹宝宮殿、仏力不思議故、後親拝化仏菩薩。

先師源空は願力不思議の故、初め常に宝樹宝宮殿を見、仏力不思議の故、後に親しく化仏菩薩を拝した、と。

伊藤真徹や戸松啓真、嵐瑞徴、杉岡孝紀はこの記事が三昧発得を意味すると解釈してきたが、従い難い。源空の三昧発得を信じながらその明記を避けたとは考えられないため、「知恩講私記」の成立当時、源空三昧発得説は未だ存在していなかったろう。

同説の伝存史料における初出は、遺弟の勢観房源智（寿永二年「1183」）暦仁元年「1238」が最晩年の嘉禎二年（1236）に撰述した『選択要決』である。源智は同書の第四条で当時、同門のある遺弟が先師源空の『選択集』について「当世義理超過此集、例如善導勝于道綽」と主張していたことを伝える。善導が師の道綽に勝ったように、自分の教義もまた同集を超えている、と。

師恩報謝の念が極めて篤かった源智は、この自称出藍の同法に反論するため、同条で源空について斯く決した。

誠如和尚者、発得三昧、為師作訓。其驗嚴重、尤足為勝。然先師上人、夫熾盛念仏之窓前、勢至來現、口称三昧之室内、弥陀影向。闇夜無燈、常開聖教、牆壁有障、鎮見淨境。臨終瑞相、不可称計。若干道俗、悉以見聞。其旨在別記、不能委述之。〔…〕解行俱備、力堪師位。所為非凡、將是晚也。況復、夢中告善導再誕、覺前示勢至化現。〔…〕仰討本地者、大唐導師也、三昧正受之語、無疑于往生、俯訪垂迹者、我朝先達也、一向専称之教、有憑于念仏。

本當に善導和尚と同じであれば、三昧を発して師匠を教導するようではなくてはならない。そして先師源空が熾盛念仏していると勢至が来現し、口称三昧していると弥陀が影向した。仰いでその本地を尋ねれば大唐の善導であり、三昧正受の語は往生に疑いなく、俯いてその垂迹を訪ねれば本朝の先達であり、その一向専称の教えは念仏に憑みある、と。

前項で見た如く、源空が善導を師の道綽に勝ると判じた根拠は、その三昧発得にあった。善導が道綽に勝ったように自分もまた源空に勝る、と主張する某同法に反論して源空を擁護したければ、源空が三昧を発していたことにすればよい。そうすれば、源空が『選択集』第十六章の私記で示した二由の第一により、三昧発得の源空は未発得の某遺弟に勝ることになる。仮に某遺弟が三昧発得を自称したとしても、二由の第二により、やはり先師源空は某遺弟に勝ることになる。このように、源智が源空三昧発得説を主張したのは自称出藍の同法に反論するためだったと考えられる。

右に引いた『選択要決』第四決で注意すべきは、源智が源空の「臨終瑞相」について「其旨在別記、不能委述之」と述べるのみで、源空の三昧発得についても別記があると述べていないことである。恐らく当時、そのような別記は未だ存在していなかったのであろう。某同法の「当世義理超過此集、例如善導勝于道綽」という主張が、源智に源空三昧発得説の証拠としての「三昧発得記」を作らせることになったと考えられる。嘉禎二年に『選択要決』を作った源智は二年後の暦仁元年（1238）に没したため、この三年間が「三昧発得記」の成立時期となる。

第三項 複合された念仏記

源智が如何にして「三昧発得記」を編纂したかを解明するためには、同記の原態について検討しなければならない。

同記の諸本は四つが伝存している。誤りの少ない最善本は、二尊院御影堂蔵の正本を書写したという道光了惠編『拾遺漢語燈録』（文永十一年「1274」）元亨元年「1321」成立所収の語燈本であり、本稿では元禄十五年（1702）興誉恩哲書写の大徳寺本を用いる。僅かに劣る次善本として、山州上醍醐水本報恩院寛濟本を寛永六年（1629）にある人が書写し、それを十年後の十六

年までに良定袋中が書写した袋中本（通称「報恩院本」）があり、本稿では伊藤の翻刻を用いる。その他、親鸞書『西方指南抄』巻中本（康元二年「1257」成立）所収の西指本は、漢文が親鸞により和訳されてしまっているが参照するに足り、本稿では親鸞真筆本を用いる。醍醐寺三宝院蔵『法然上人伝記』（以下、二重鈎括弧付きの『醍醐本』と称す）第六篇「三昧発得之記」が悪本であることは、田村や嵐に指摘されている⁹⁾。

最善の語燈本「三昧発得記」は、次のように始まる（改行ママ）。なお、「三昧発得記第一」の「第二」は「拾遺漢語燈録」の編者了恵が加えたものであり、所収三篇の第一であることを示す。

三昧発得記第一

黒谷自筆記

七々日念仏記（正本在三尊院御影堂。文字及点、全如正本。不可私点等也）

元久三年正月四日、念仏之間三尊共現^二ト^一大身^一。

又五日^三。初生丑年也、生年六十有六也、午^レ年也。

建久九年正月一日記、

一日、從^二山桃法橋教慶之許^一歸^テ後、申^レ時計、恒例

正月七日念仏始^レ行之^一。（…）

このように語燈本は、「三昧発得記」という篇題の次行である本文第一行に「七々日念仏記」とあり、第二乃至第三行に「元久三年正月四日、念仏之間三尊共現^二ト^一大身^一。又五日^三」という元久三年（1206）正月四、五日条があり、一字空格があつて「初生丑年也、生年六十有六也、午^レ年也」という註記が続き、第四行に「建久九年正月一日記」とあり、五行から「一日、從^二山桃法橋教慶之許^一歸^テ後」云々という建久九年（1198）正月一日乃至建仁二年（1202）十二月廿八日条の五百余字がある。袋中本もこれと概ね同じ¹⁰⁾。

善裕昭が指摘したように、「大徳寺本を素直にみると、「三昧発得記」の名のもとに、「七々日念仏記」と「建久九年正月一日記」の二点を収めた格好である¹¹⁾。「すなわち「三昧発得記」は、既存の「七々日念仏記」¹²⁾「建久九年正月一日記」¹³⁾という二つの念仏記から記事を抄出し、複合して成立したものだと考えられる。なお、源空六十六歳の午年は建久九年であり、「初生丑年也、生年六十有六也、午^レ年也」という註記は本来「建久九年正月一日記」の一部であつたに違いない。

注意すべきは、「三昧発得記」の本文で源空の三昧発得が明記されていないということである¹⁴⁾。ただ念仏中に三尊が大身を現じたとか、水想地想宝樹宝池宝殿の五観が現じたとかの記事があるだけである。源智は、既存の「七々日念仏記」¹⁵⁾「建久九年正月一日記」から三昧発得を暗示していると解釈できそうな記事を抄出して複合し、「三昧発得記」という題号を付けただけだと考えるべきであろう。そのため、源空の三昧発得が史実でなくとも、「三昧発得記」の記事は史実として信憑してよいかも知れない¹⁶⁾。

第四項 「明遍僧都」と「秘伝」

「三昧発得記」が如何に流伝したかについて、これを第六篇として収録した『醍醐本』の編者はその前と後にそれぞれ斯く記している（以下、それぞれ「記前識語」「記後識語」と称す）。

上人在生之時、發^レ得^レ口稱三昧、常見^二淨土依正^一。以^二自筆^一・^レ之^一、勢^レ至^レ房^レ伝^レ之^一。上人往生之後、明遍僧都尋^レ之^一、加^二一見^一流^二隨喜涙^一、即被^レ送^二本^一。當時聊雖^レ聞^二及此由^一、未^レ見^レ本者不^レ記^二其旨^一。後得^レ彼記^一写^レ之^一。

（五一〇ウ）

此「三昧発得之記」、年来之間、勢^レ觀^レ房秘藏不^レ披露^一。於^二没後^一不^レ面^レ伝^レ得^レ之^一書畢。

（五五ウ）

先行研究はすべて、『醍醐本』は当初から六篇本として成立したと考えてきた。しかし旧稿で論証した如く、『醍醐本』は仁治二年（1241）に五篇本として成立し、編者はその末尾に「上人在生之時、（…）未^レ見^レ本者不^レ記^二其旨^一」と記して、源空による三昧発得の自筆記があるらしいものの未だ読み得ていないとして擱筆した。しかし後に読み得たため、「後得^レ彼記^一写^レ之^一」に続けてその全文を引用し、「（…）於^二没後^一不^レ面^レ伝^レ得^レ之^一書畢」と追記したと考えられる¹⁷⁾。また、編者在住の「本処」とは遠江国、広く見ても東海道であつたろう¹⁸⁾。

記前識語で明遍僧都空阿が「三昧発得記」を一見し隨喜の涙を流したとされていることについては、先行研究でも不審とされてきた。田村が指摘したように、敬西房信瑞『明義進修集』巻第二（仁治三年「1242」）「文永十二年「75」成立」は「第二高野僧都明遍」を立伝しているながら、「文中、「三昧発得記」との関係については、一言も触れるところがない¹⁹⁾」。また伊藤の言う如く、明遍

は貞応三年（1224）に没したため、仮に源智が同記を十四年後の暦仁元年（1238）に没するまで秘蔵していたとすれば、明遍がこれを披見したということとは有り得ない¹⁹。

他方、源空没後弟子の静遍僧都心円は、建保五年（1217）に善導の佚書『般舟讃』一卷を仁和寺から発見した。この『般舟讃』を発見した静遍僧都と混同されて、音の近い明遍僧都が「三昧発得記」を読んだという誤伝が生じたのであろう。記前識語における同記の旧蔵者「勢至房」も、勢観房が伝写過程で斯く誤写されたのではなく、『醍醐本』編者が当時、旧蔵者についてよく知り得ず「勢至房」と誤聞していたのかも知れない。前述のように『醍醐本』編者が京師から隔たった東海道にいたのであれば、これらのような誤伝は容易に生じ得る。

『醍醐本』編者は「三昧発得記」を見写した時、同記の旧蔵者についても幾らか正確な情報を得たと考えられる。そのため、旧蔵者が源智だったという記後識語は信憑してよい。だが同識語の、源智が「三昧発得記」を秘伝していたという説には不審がある。前項までに考察した如く、源智が二つの念仏記を複合して「三昧発得記」を作ったのは、出藍を広告する同法に反論するためだったと考えられる。そうであれば同記を秘匿するのではなく、進んで流布させていったらう。

前々項で考証したように、「三昧発得記」の成立時期は『選択要決』撰述の嘉禎二年（1236）から源智死没の暦仁元年（1238）までであろう。『醍醐本』が同記のない五篇本として成立したのは仁治二年（1241）であり、同伝編者の同記を見写した時期が源智死没であることはほぼ確実である。そのため、「三昧発得記」は源智が秘蔵していたからこそその没後に見写できるようになった、という誤伝が生じたと考えられる。

結語

以上本論では、「三昧発得記」が如何に編纂され流伝したかを考察した。

源空は『選択集』などの信憑できる遺文法語で自ら三昧を発したとしておらず、没後の建保五年（1217）乃至嘉祿三年（27）成立の隆寛「知恩講私記」にも源空三昧発得説は見えない。そのため、同説は後人が創作したものである

う。

源空三昧発得説の初出は源智『選択要決』であり、源智が同説を唱えたのは当時出藍を自称していた同法に反論するためだったと考えられる。その証拠として、源智は既存の「七々日念仏記」と「建久九年正月一日記」から源空の三昧発得を意味していると解釈できそうな記事を抄出し、複合して「三昧発得記」を作ったに違いない。

『醍醐本』編者は「三昧発得記」を源智が秘蔵し明遍が一見したと伝えられたいが、それは誤りであろう。同記を源智が秘匿しなければならない理由はなく、明遍が一見したという説も静遍の『般舟讃』発見が誤伝されたものだと考えられる。

註

本稿で用いた史料の書誌は次の如し。引用では適宜字体と句読点を改め、訓点や傍点、傍記、括弧、頁数を付し、改行を省いた。

延応元年版『選択集』：大正大学浄土宗典研究会編『選択集』諸本の研究』資料編（文化書院）。「知恩講私記」：法然上人伝全集増補再版（法然上人伝全集刊行会）。「選択要決」：拙稿「選択要決」校註稿——付伝写過程考——（『早稲田大学高等研究所紀要』一四、2022）。大徳寺本『拾遺漢語燈録』：梶村昇・曾田俊弘「新出『大徳寺本拾遺漢語燈録』について」（『浄土宗学研究』一二、1995）。袋中本「三昧発得記」：伊藤真徹「法然上人の念仏修行方軌について」（『第一篇第五章、初出1965』、『日本浄土教文化史研究』、仏教大学、1975）。『西方指南抄』：増補親鸞聖人真跡集成（法蔵館）。『醍醐本』：藤堂恭俊博士古稀記念会編『浄土宗典籍研究』資料篇（同朋舎出版、1988）。『四巻伝』：法然上人絵伝集成（浄土宗）。「三昧発得記分別抄」：家蔵本『法然上人四十八巻伝私見聞抄』（寛文九年「1669」刊記、清水重右衛門）。『拾遺語燈録』巻中：佐々木勇主編『龍谷大学図書館蔵黒谷上人語燈録元亨版——翻刻および総索引——』（勉誠出版、2020）。『園太暦』：太洋社本。『天聴集』：『増補統史料大成』（臨川書店）。『円光大師行状西図翼賛』、『聞証和尚行状記』：浄土宗全書（山喜房仏書林）。

（1）田村円澄「三昧発得記」（第三部第六章、初出1951）、『法然上人伝の研究』新訂版、法蔵館、1972（初版1956）。

（2）中野正明「三昧発得記」について（第二部第一章、初出1989）、『法然遺文の基礎的研究』増補改訂、法蔵館、2010（初版1994）、二六二頁。藤吉慈海も「法然の『三昧発得記』なるものがあるが、その真偽についてはなお結論を得ていない」としていた（「三昧発得記について」、奥田慈応先生喜寿記念論文集刊行会編『仏教思想論集』、平楽寺書店、1976、四九四頁）。なお、中野は同稿で「田村氏の偽撰説に

対する若干の疑問を述べさせていただき、併せて「三昧発得記」の真撰なることとその事由を開陳した」（二七七頁）が、本論で後述するように従い難い。

- (3) 伊藤真徹「法然上人の念仏修行方軌について」（第一篇第五章、初出1965）、「日本浄土教文化史研究」、仏教大学、1975、九八頁）、戸松啓真「法然上人の『三昧発得記』について」（第一部第三章第四節、初出1971）、戸松啓真教授古稀記念論集刊行会編『浄土教論集』、大東出版社、1987、九九頁）、嵐瑞徴「法然上人の『三昧発得記』の研究——醍醐・報恩院本を中心として——」（『史学仏教学論集』坤、藤原弘道先生古稀記念会、1973、七八四頁）、杉岡孝紀「法然上人に於ける三昧発得の体験」（『法然上人研究』五、1996、四七頁）。

- (4) 源智「選択要決」については、拙稿「選択要決」撰者弁証」（『早稲田大学高等研究所紀要』一三、2021、一九九頁）参照。

- (5) 嘉禎三年（1237）成立の正信房湛空『四巻伝』こと『伝法絵流通』は、巻第一で「上人、心閑浄土を觀し給ける。はしめの夜ハ宝樹を現し、次夜ハ瑠璃の地をしめし、後ニ宮殿を拝し給」と記し、善導との夢中対面などを略述した後、「これすなハ念仏三昧成就獲得の証理なるへし」とした（二七七八頁）。この『四巻伝』の源空三昧発得説が、前年成立の源智「選択要決」に依拠したものか、当時すでに「三昧発得記」が成立していてそれに依拠したものかは未詳。

- (6) なお『拾遺漢語燈録』は、平成七年（1995）に大徳寺本が発見紹介されるまで、江戸中期の正徳版が長く用いられてきた。この正徳版は良照義山が改竄したものであるため、一本として数えるに足らない。

- (7) 袋中本は、檀王法林寺袋中上人鑽仰会員の嵐瑞徴が「望西樓了惠集録の法然上人御談並に三昧発得記に就いて」（『浄土教報』二〇七五、1935）で紹介した。後に嵐は、『袋中真筆「三昧発得記」』その他はかつて京都だん王法林寺に所蔵されていたが、今時大戦の為仏教大学図書館、その他に疎開されたまゝになっていて、現在は法林寺には現存しない」とした（『法然上人の「三昧発得記」の研究』「前掲」、後註五）。

- 袋中本の本文には語燈本のそれより優れたところもあるが、今や現物も影印も見られないため最善本として用い難い。中野正明も、袋中本について「今日いまだその所蔵を確認するに及ばないため、ここでは一応除外する」としている（『三昧発得記』の諸本「第一部第一章第一節、書き下ろし」）、『法然遺文の基礎的研究』増補改訂「前掲」、後註一）。

- (8) 西指本の和訳者が親鸞であることについては、靈山勝海「三昧発得の記」および「御夢想記」の諸問題」（第六章、初出1985）、『西方指南抄論』、永田文昌堂、1993）参照。

- (9) 田村円澄は「醍醐本「三昧発得記」は、誤字や脱字が多く、その点、読みにくいのである」とし（『三昧発得記』「前掲」、一四三頁）、嵐瑞徴も「醍醐本は鎌倉時代の文書であるが、誤字や脱字がところどころにあつて、読みにくく、他より見劣りのする写本である」とする（『法然上人の「三昧発得記」の研究』「前掲」、七七二頁）。従うべきであろう。

「三昧発得記」の編纂と流伝

- (10) 袋中本の記事が時系列順になっていない理由については、袋中「三昧発得記分別抄」は「此記内年号ノ前後アルハ、作者発定ノ後、時時任筆故ナルヘシ」（四一ウ）とし、源空が後年になって思い出すままに書き連ねたからだろうと推測した。また伊藤真徹は、「乱丁の結果錯雑を招いたものと思われる」と述べた（『法然上人の念仏修行方軌について』「前掲」、九七頁）。なお、「三昧発得記分別抄」は唯一の同記末書とされている（嵐瑞徴「法然上人の「三昧発得記」の研究」「前掲」、七七五頁）。

- (11) 善裕昭「醍醐本「法然上人伝記」の成立をめぐって——曾田・伊藤説の検討——」、『仏教文化研究』五八、2014、六頁。浅野教信も「三昧発得記」の年時の正確な記述とその年月の跳び石的記述とを考慮に入れると、「三昧発得記」の法然上人御自筆のものは別に存在していて、そこには、毎日の記録が刻明に記入されていたのではないだろうか。今、われわれが接しうる「三昧発得記」はその刻明に記入されているものの一部を何等かの意図のもとに摘出して記したものではなからうかと推考するのである」としていた（『西方指南抄』における「三昧発得記」について）「第五章第三節、初出1989」、『親鸞と浄土教義の研究』、永田文昌堂、1998、一八二頁）。語燈本で「七々日念仏記」の記事が前にあるのは、三尊大身顕現を「三昧発得記」の編者源智が重んじたからであろう。しかしやはり善が指摘した（六頁）如く、伝写過程で時系列順に再編されたらしく、西指本と醍醐本では記事が建久九年（1198）正月一日条から始まり、元久三年（1206）正月四、五日条で終わっている。

- (12) なお、語燈本の「七々日念仏記」を次善の袋中本は「又七日念仏記」に作り、「又」字がありノマがない。「又」は衍字で、題号「三昧発得記」の次行に「七（々）日念仏記」とあることの意味を理解できなかった後人が、「又」字を加えて「七（々）日念仏記」を異題註記のようにしたと考えられる。他方、源空の年欠四月廿六日付津戸三郎宛消息（『拾遺漢語燈録』巻中）に「この正月に別時念仏を五十日申て候」（五三才）とあるため、語燈本の「七々日念仏記」のノマが衍字とは断じ難い。

- (13) 「建久九年正月一日記」という題号は西指本にもある。親鸞は「建久九年正月一日記」の「記」に右訓「キス」と左訓「シルスナリ」を施しており、「記」を動詞として解釈したらしい。しかし、本来「建久九年正月一日記」は念仏記の題号すなわち名詞であったに違いない。なお、西指本では元久三年正月四日の記事の前に「七（々）日念仏記」のような文言はない。

- (14) 貞和五年（1349）五月十五日に二尊院蔵の「法然上人三昧発得記」を実見した洞院公賢も、三昧発得が明記されていないため、「自「建仁」二年正月一日、懃念仏別行歟。自六日「有」発得瑞、是地觀宝樹以下次第現前。以之称「三昧発得」歟」と推測するしかなかった（『園太暦』同日条）。なお、後奈良帝宸記「天聰集」天文四年（1535）八月七日条には「廬山寺靈宝種々」の一つとして「法然上人自記」が挙げられており、嘗て二尊院にあった「三昧発得記」は同年までに廬山寺に移っていたらしい。

- (15) ただし、「三昧発得記」には「建仁元年二月八日」の記事もある。田村円澄の言う如く、「建仁と改元のあったのは二月十三日であるから正治三年でなければならぬ」

〔三昧発得記〕「前掲」、二四六頁。

- (16) 拙稿『醍醐本『法然上人伝記』の成立過程——篇題や識語などに着目して——』（『浄土学』五六、2019）参照。なお、了恵編『拾遺漢語燈録』第二篇「浄土宗見聞第二付臨終記」の底本は、第六篇「三昧発得之記」の追補されていない五篇本『醍醐本』の写本であろう。了恵は第二篇「浄土宗見聞第二付臨終記」所収の「臨終日記」について、私云、「臨終記」雖非「上人」之語、同在「見聞」奥。為「令人取信、同載之者也。見者得意。」（二四ウ）と註記している。「臨終記」が「見聞」の「奥」すなわち末尾にあったとは、その「見聞」が「臨終記」で終わっていたことを意味する。

- (17) 拙稿「最初期源空諸伝の形成過程——山門からの訴訟などに着目して——」（『浄土学』五八、2021、補記）参照。

- (18) 田村田澄「三昧発得記」(前掲)、二四五頁。なお、戸松啓真も同じ疑問を呈した（『法然上人の「三昧発得記」について』(前掲)、九二頁)。

- (19) 伊藤真徹「法然上人の念仏修行方軌について」(前掲)、九八頁。浅野教信も、「源智の生存中に明遍僧都が一見していること等を考えると秘蔵の意味が揺らいで来る」と疑った（『西方指南抄』における「三昧発得記」について(前掲)、一七〇頁)。

- (20) なお静遍も、明遍と同じく貞応三年（1224）に没したため、やはり源智が十四年後の暦仁元年（1238）に没するまで秘蔵していたものを披見することは出来ない。

補記

筆者は旧稿「『選択要決』校註稿——付伝写過程考——」（本誌前号、2022）で浄教寺本『選択要決』の来歴についても考察し、同本は近隣の真宗大谷派西福寺蔵本を書写したものでないかと推測した。ただしその後、別の推測も可能であることに想到した。

旧稿「『選択要決』撰者弁証」（本誌前々号、2021）で述べた如く、真宗大谷派の恵空は元禄九年（1696）に入手した古体本『選択要決』を後日、浄土宗鎮西流名越派の義山に売却した。その義山の師であった良光聞証（寛永十一年「1634」）貞享五年（1688）について、法泉寺珂然「聞証和尚行状記」（元禄十一年「1698」自序）は「洛陽浄教寺沙門某、歸三師德行執三師長礼」（七五〇頁）とし、義山「円光大師行状画図翼賛序」（元禄十六年十二月八日付、中阿円智纂述・義山重修「円光大師行状画図翼賛」）は「一日予引智共訪先師於洛之浄教」（九九頁）とする。これらによれば、浄教寺の某僧が聞証に師事し、義山は同法の円智とともに師の聞証を浄教寺に訪ねたことがあるという。聞証が浄教寺に一時止住していたのであれば、弟子義山の入手した古体本『選択要決』かその写本が同寺にあつてもさほど怪しむに足らなくなる。浄教寺本『選択要決』の親本は、西福寺本でなく古体本かその写本であつたかも知れない。

なお、浄教寺本の本文料紙について旧稿「『選択要決』校註稿」で「格紙、打ち紙あり」（二頁）と書いたが、撤回したい。正しくは雁皮紙であろうか。

付記 本稿は、科学研究費助成事業（基盤研究C、課題番号「三二K〇〇一一四」）による成果の一部である。